

# 特集

1

## 令和2年度第2次補正予算における新型コロナウイルス対策に関する支援策概要

令和2年度第2次補正予算のうち、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者への支援策について主なものをお知らせします。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

### 【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/hosei2.html](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei2.html)

### 【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

## 1. 経済産業省関連

### (1) 資金繰り対策

- ①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）  
【5兆5,683億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を継続し、さらに貸付上限額と利下げ限度額の引き上げを実施。

日本政策金融公庫・商工中金等の低利融資と特別利子補給制度による、実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、融資枠を確保。

#### (イ) 日本公庫・商工中金等による特別貸付

イ 対象事業者：売上高▲5%以上減少等

ロ 当初3年間基準金利：

▲0.9%（中小・危機1.11% → 0.21%、国民1.36% → 0.46%）

ハ 貸付限度額：中小・危機6億円（拡充前3億円）、国民8千万円（拡充前6千万円）

ニ 利下上限額：中小・危機2億円（拡充前1億円）、国民4千万円（拡充前3千万円）

#### (ロ) 特別利子補給制度

一定の要件の下、当初3年間利子補給により実質無利子化。

- ②民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）  
【3兆2,375億円】

都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続しさらに融資上限額の引き上げを実施。

セーフティネット保証、危機関連保証について要件を満たせば保証料ゼロ。

民間金融機関による実質無利子・据置最大5年の融資等について、融資枠を確保。

#### (イ) 信用保証料の減免

セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証について、一定の要件の下、保証料をゼロ又は1/2に減免（上限4,000万円（拡充前3,000万円））。

#### (ロ) 都道府県による制度融資を通じた利子補給

都道府県に対する補助（定額）を実施し、一定の要件の下、制度融資を通じた利子補給により当初3年間実質無利子化（上限4,000万円（拡充前3,000万円））。

### ③資本性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け）【1兆2,442億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）が、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還の資本性劣後ローンを供給。

また、官民連携のファンドを通じて出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広く支援。

#### （イ）資本性劣後ローン

金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

《主な貸付条件（日本公庫中小、商工中金の例）》

- イ 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- ロ 貸付期間：5年1カ月、10年、20年（期限一括償還）
- ハ 貸付金利：当初3年間一律0.5%、4年目以降直近決算の業績が赤字0.5%、黒字2.6%又は2.95%

#### （ロ）官民ファンドによる支援

地域の核となる事業者の廃業・倒産を防ぐため、中小機構等による出資等を通じ、事業再生とその後の企業価値の向上を支援。「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげる。

中小機構を通じて債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施。「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進。

### ④危機対応融資及び資本性劣後ローン（中堅・大企業向け）【8,905億円】

日本政策金融公庫の貸付により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が長期・低利の融資を実施。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを供給。

#### （イ）危機対応融資

- イ 対象者：最近1カ月の売上高が前年又は前々年同期比で5%以上減の者等
- ロ 適用金利：通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）
- ハ 貸出期間：設備資金20年、運転資金15年
- ニ 貸出限度：上限なし

#### （ロ）資本性劣後ローン

将来成長の可能性が十分にあり、地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促す（中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ）。

これらの他、海外日系子会社向け融資に対する日本貿易保険による保険引受枠が設定され、産業革新投資機構において出資等が実施されます。

### （2）持続化給付金【1兆9,400億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

### （3）家賃支援給付金【2兆242億円】

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

#### ①給付対象

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

- （イ）いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。
- （ロ）連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。

## ②給付額・給付率

給付額は申請時の直近の支払家賃（月額）に係る給付額（月額）の6倍（6カ月分）。

給付率は2/3、給付上限額（月額）は法人50万円、個人事業者25万円とし、6か月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。

※支払家賃（月額）のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額（月額）を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。

## （4）中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【1,000億円】

業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

特別枠（類型B又はC）の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別

枠（事業再開枠）を上乗せする。

### ①事業再開枠（新設）の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

### ②特別枠の申請要件（※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致）

類型A：サプライチェーンの毀損への対応  
 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換  
 類型C：テレワーク環境の整備

## （5）感染症対策関連物資生産設備補助事業【22億円】

抗原検査機器やN95マスク等のニーズが高い物資について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助し、国内における供給の拡大を図る。

### 《補助率》

抗原検査機器：9/10

N95マスク等：3/4（中小企業）、  
2/3（大企業）

各補助事業の拡充内容（補助上限・補助率）

	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B又はC）
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → <u>3/4</u>
	<b>【事業再開枠（新設）】 50万円・定額（10/10）※</b>		
ものづくり補助金 （設備導入）	1,000万円・1/2 （小規模 2/3）	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → <u>3/4</u>
		<b>【事業再開枠（新設）】 50万円・定額（10/10）</b>	
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → <u>3/4</u>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

## 2. 厚生労働省関連

### (1) 雇用を守るための支援

#### ①雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げる。同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する。

また、支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協力体制の構築等により、雇用調整助成金の支給の迅速化を図る。

#### ②新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設【5,442億円】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)を支給する。

#### ③小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援【50億円】

新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げるとともに、当該制度に関する相談に応じるコールセンターの体制の強化等を行う。

また、病気休暇等の特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し、引き続き助成金により支援する。

この他、既定予算を活用して下記の対応が行われる。

(イ) 小学校休業等対応助成金の日額上限の引上げ。

(ロ) 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応支援金の日額の引上げ(4,100円⇒7,500円)。

(ハ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の介護を行う労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の特例を設ける。

#### ④中小企業におけるテレワーク導入支援【33億円】

テレワークを新規で導入する中小企業に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金による支援を継続するとともに、助成金の迅速な支給のため、必要な体制を整備する。

### (2) 生活衛生関係営業者への支援

#### 生活衛生関係営業者への資金繰り支援の拡充等【189億円】

生活衛生関係営業者の資金繰りを引き続き支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による無利子・無担保の貸付を拡充する。

また、生活衛生関係営業者がガイドラインに沿った適切な衛生対策を行いながら「新しい生活様式」を踏まえた経営スタイルに移行できるよう、衛生対策と経営支援の専門家等を派遣し助言・指導を行う。